



通常兵器の市場の変化と 規制を巡る諸問題



本報告の目的

- あまり注目されない兵器の「表」市場を分析する。
- その問題点と規制を困難にする要因を整理する。
- 最近の移転規制を巡る動きを把握し、その効果について考察する。

報告の進め方

1. 通常兵器とその移転について
2. 市場の変化について
3. 移転規制について

通常兵器とは



英語では・・・conventional weapons

(伝統的な兵器?)

「大量破壊兵器ではない兵器」(国連)

(例)ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)の扱う
通常兵器

軍用機、大砲類、軍用車両、エンジン、センサー、
ミサイル、艦艇

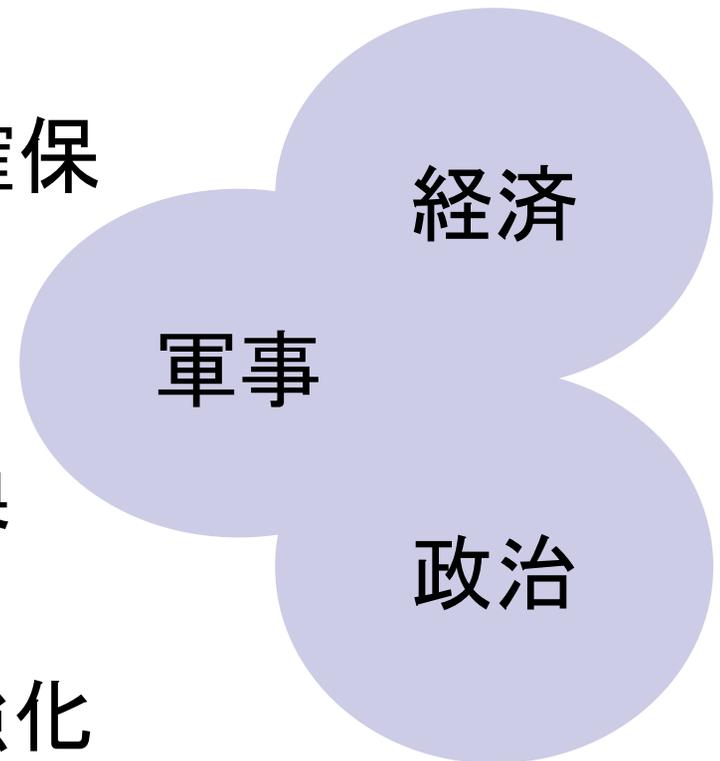
通常兵器移転の規制

全面的な禁止条約は存在しない。

- 国家間の兵器取引は基本的に合法
- 特定兵器に対する禁止条約
- 特定国家に対する禁輸（国連・国家・同盟等による）
- CFE条約による欧州諸国の軍備管理
- 国連軍備登録制度
- 武器貿易条約：成立に向けて協議中・・・

兵器輸出の目的

- 外貨獲得
- 雇用の確保
- 軍事産業の生産ラインの確保
- 兵器の価格の低下
- 資源との交換
- 基地、通行許可等との交換
- 兵器のテスト
- 同盟国、友好国との連携強化
- 影響力の行使



兵器購入の目的

- 紛争・戦争に対応

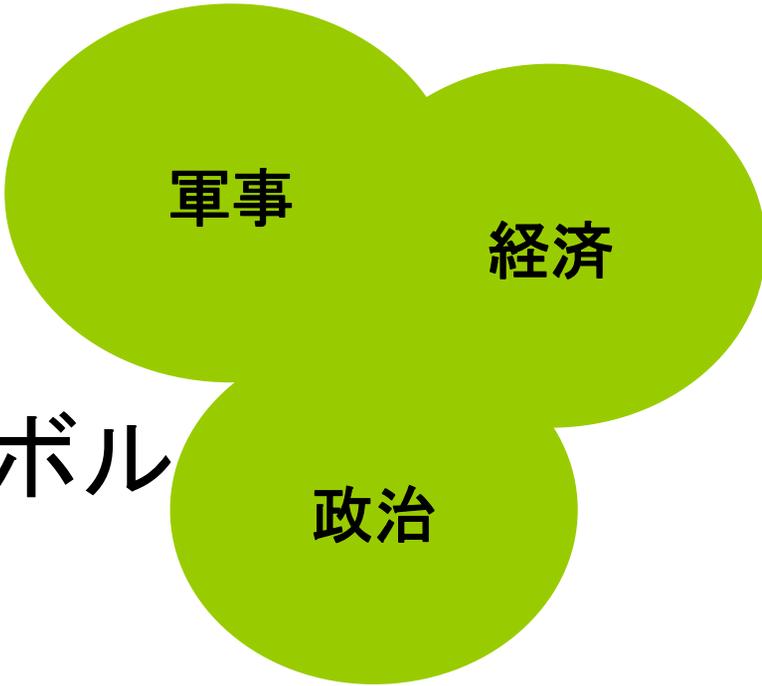
国連憲章51条自衛権

- 国家の威信を示すシンボル

- 軍部を満足させるため

- 研究・訓練のため

- 供給国によるセールス

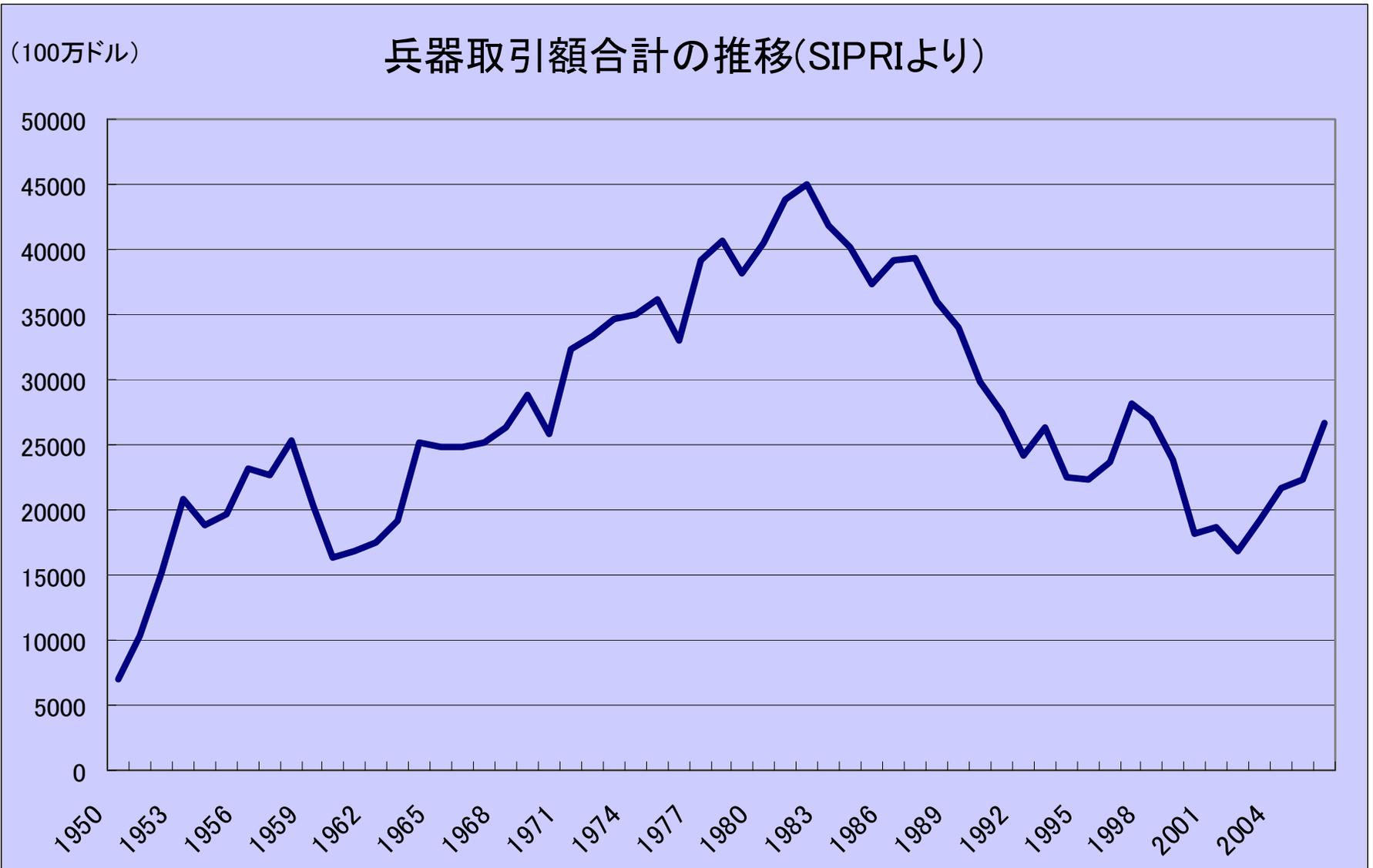


軍事

経済

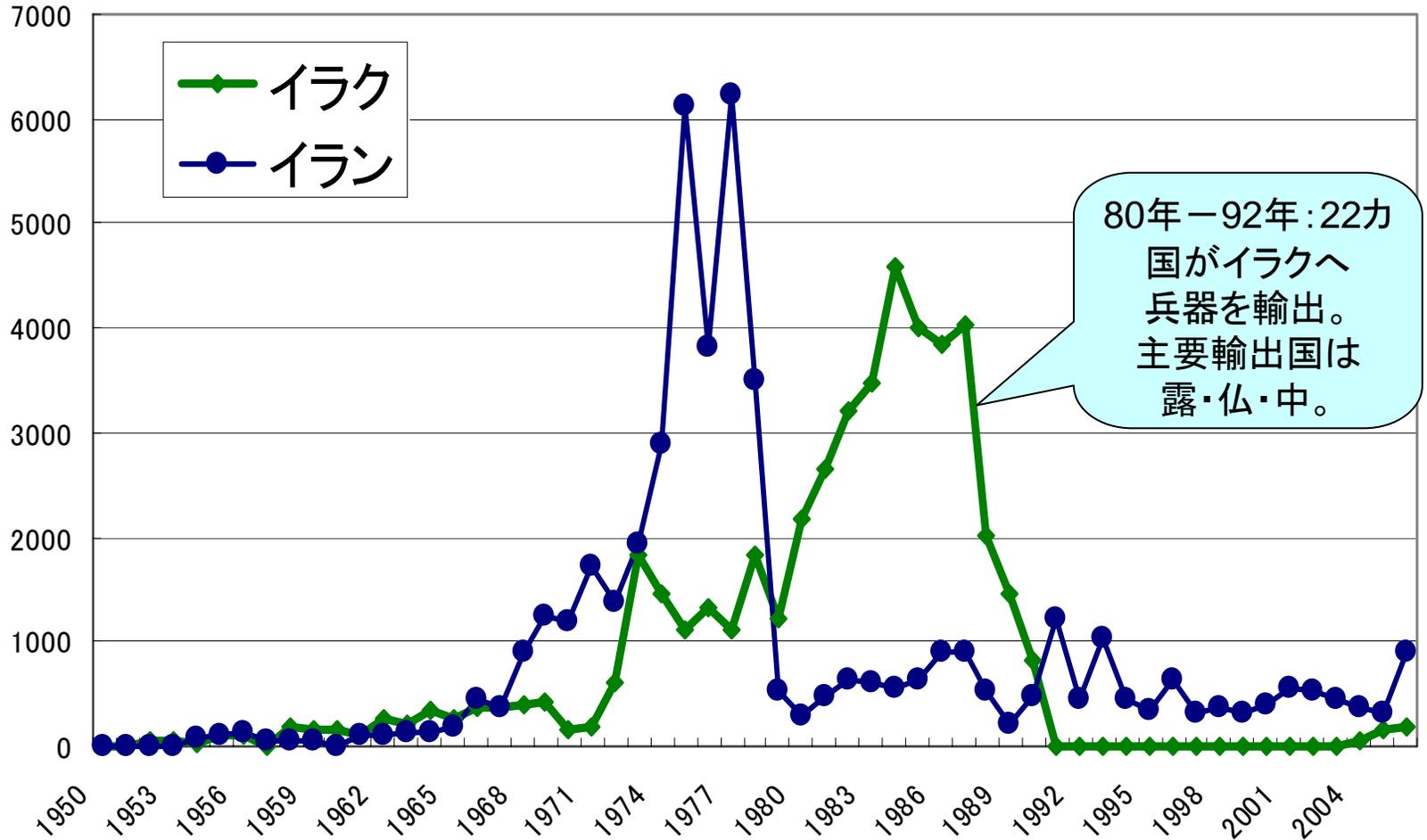
政治

第2次世界大戦後の兵器移転



イランとイラクの兵器輸入

100万ドル



(SIPRI, *TIV of Arms Imports to the Top 50 Largest Importers, 1950-2006*より作成)

輸入国ランキング (SIPRIより)

■ 1950-2006年

総合1位:インド 2位:中国 3位:日本

4位:エジプト 5位:(西)ドイツ 6位:イラン

■ 2001年-2006年

1位:中国 2位:インド 3位:ギリシャ

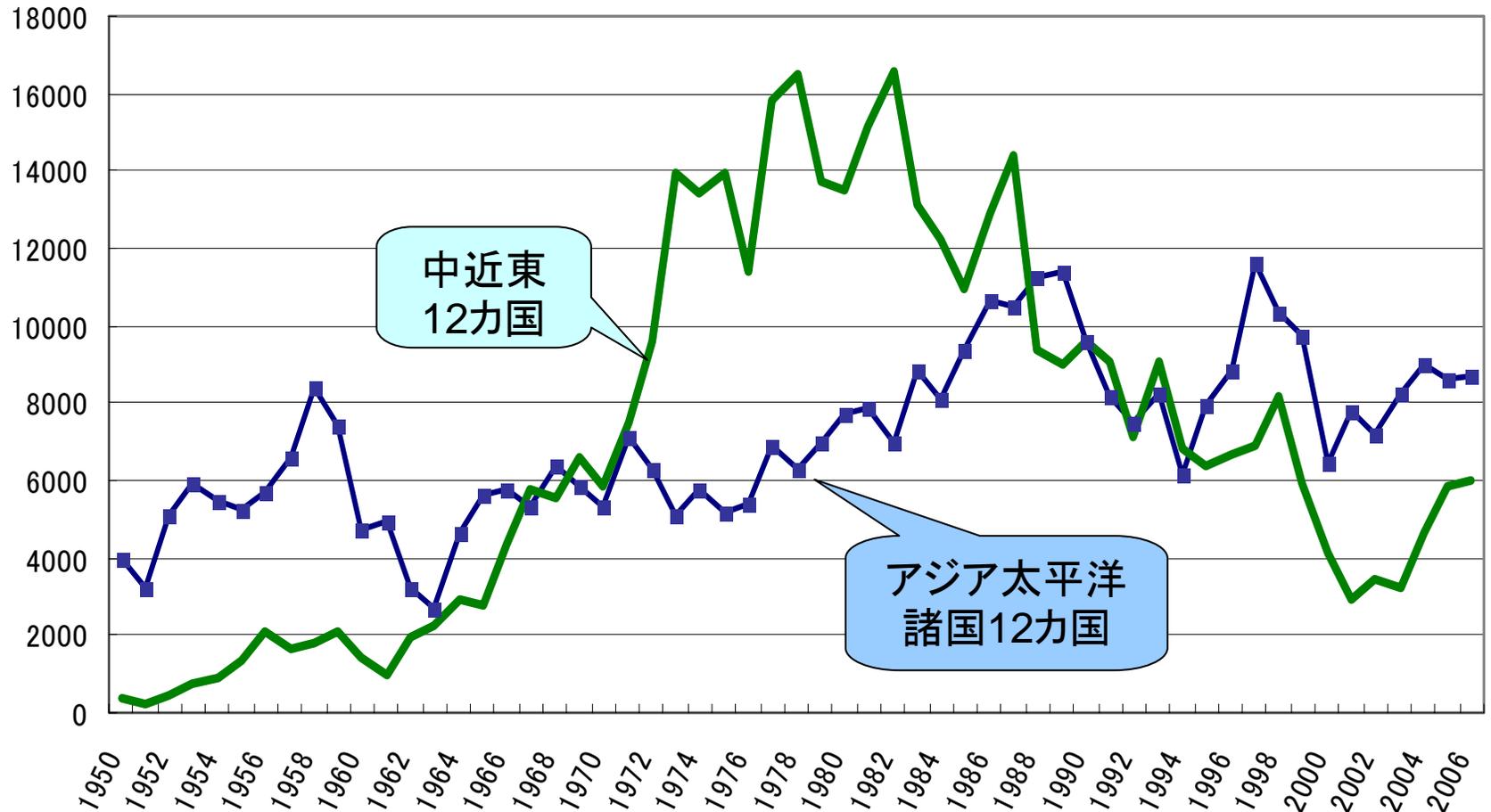
4位:UAE 5位:オーストラリア 6位:韓国

(日本は14位)

アジア・中近東輸入額 (SIPRIより作成)

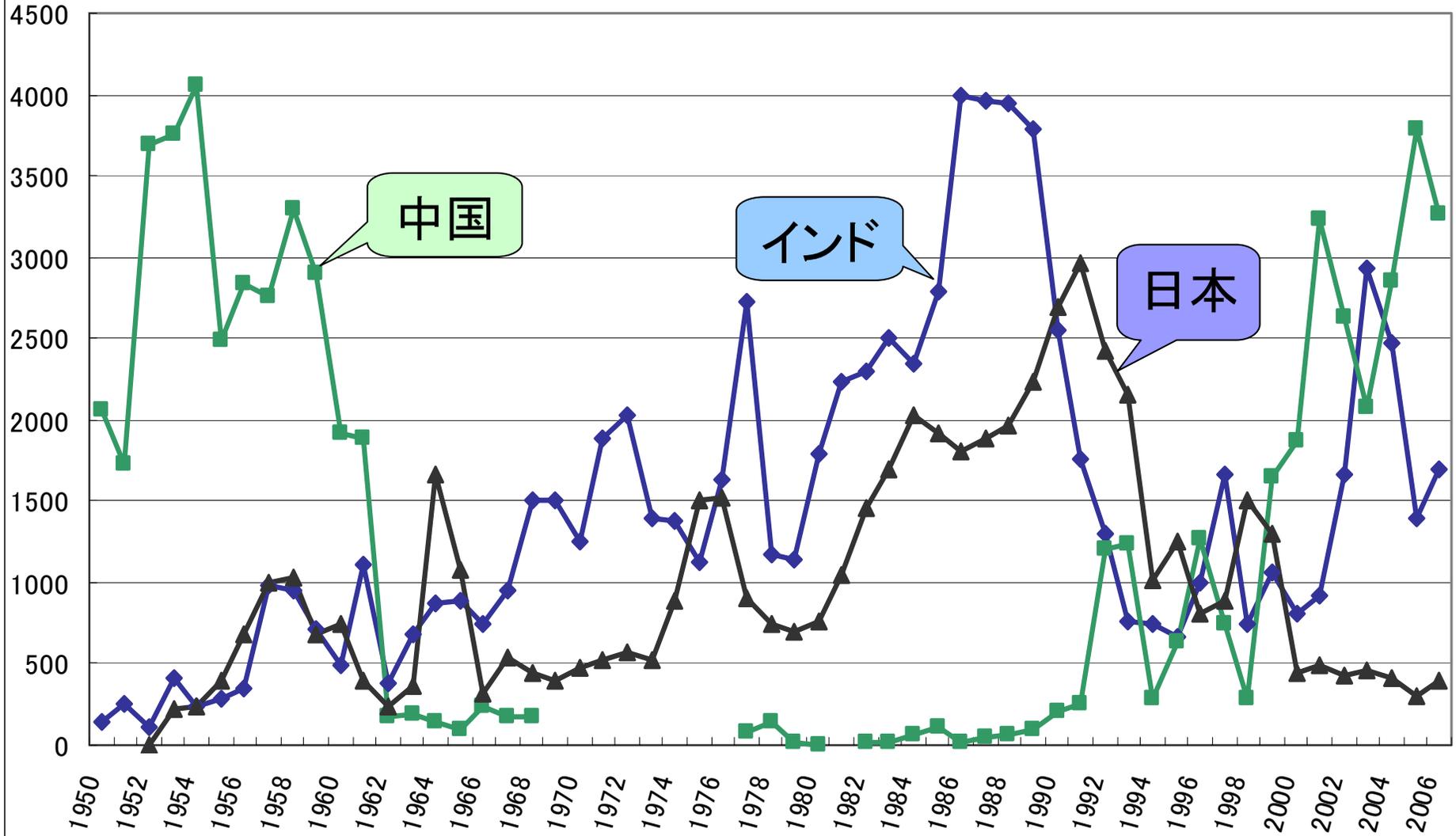
■ アジア合計
■ 中東合計

100万ドル



インド、中国、日本の兵器輸入 (SIPRIより)

(100万ドル)



輸出国ランキング

■ 1950－2006年

総合1位:アメリカ 2位:ソ連 3位:英国

4位:フランス 5位:ロシア 6位:(西)ドイツ

■ 2001－2006年

1位:アメリカ 2位:ロシア 3位:フランス

4位:ドイツ 5位:英国 6位:オランダ

輸出国の増加

■ 1960－69年合計

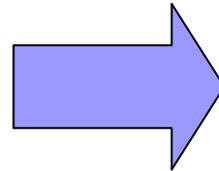
100億ドル超:

ソ、米、英、仏

10億ドル超:

チェコ、伊、独、中、加、
ポーランド、スイス、蘭

1億ドル超: 10カ国



■ 1980－89年合計

1000億ドル超:

ソ、米

100億ドル超:

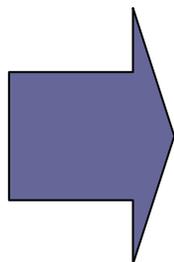
仏、英、中、独、伊、
チェコ

10億ドル超: 8カ国

1億ドル超: 20カ国

輸出国の顔ぶれの変化

■ 60-69年
1億ドル超
スウェーデン
デンマーク
フィンランド
日本
ノルウェー
スペイン
東独
南アフリカ
ハンガリー



■ 80-89年

10億ドル超:

オランダ、スウェーデン、イスラエル、ブラジル、スペイン、ポーランド、カナダ、北朝鮮

1億ドル超:

スイス、ノルウェー、ルーマニア、オーストリア、リビア、東独、韓国、デンマーク、エジプト、日本、セルビア・モンテネグロ、オーストラリア、シンガポール、ベルギー、シリア...

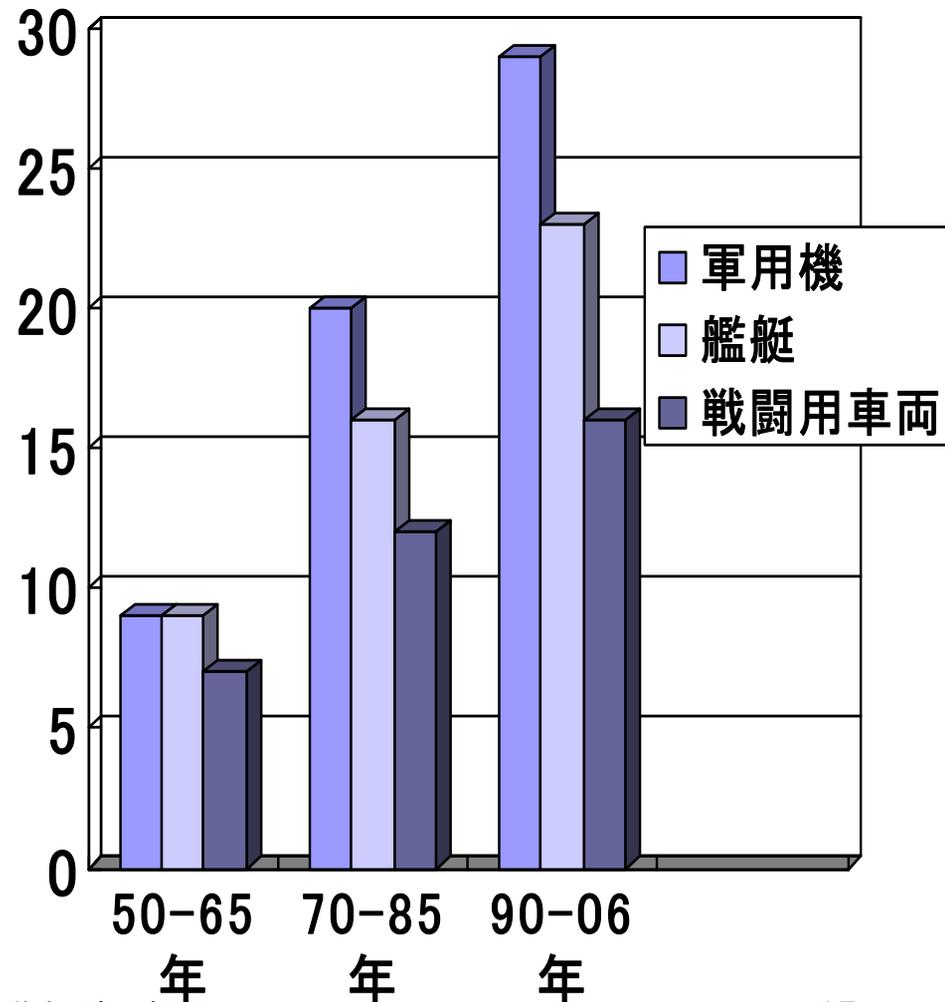
輸出国増加の要因

- 途上国の技術力向上
- 中古販売
- 外貨獲得

途上国に対する積極的な兵器販売が、
新たな輸出国を生み出している。

多角的に兵器を購入する国の増加

- SIPRI輸入国上位48カ国を調査
- 金額ではなく取引数
- 「多角的」: 特定国との取引が60%未満



最近の市場の動き

■ インドの戦闘機取引

米、露、仏、EU、スウェーデン機が候補に

■ アメリカの給油機

EADS(欧州共同)+ノースロップの勝利

■ アメリカの対テロ戦争のための兵器供給

禁輸解除国の増加 (ロシアなどの存在も?)

兵器移転の問題点

- 地域の軍拡を促進
- 紛争、戦争の激化
- テロリストなどに渡る恐れ
- 技術の拡散
- 懸念国の外貨獲得手段
→ 新たな兵器開発に

兵器の売り込み
軍備増強

国際社会の平和と安定を損ねる

移転を部分的に禁止する取り決め

- 特定国家、対象に対する移転規制・禁止
 - 国連、国家、地域、レジーム、同盟
- 特定の兵器を対象とした移転規制
 - ・地雷（CCW、地雷禁止条約）
 - ・失明をもたらすレーザー兵器（CCW）

移転の透明性を高める取り組み

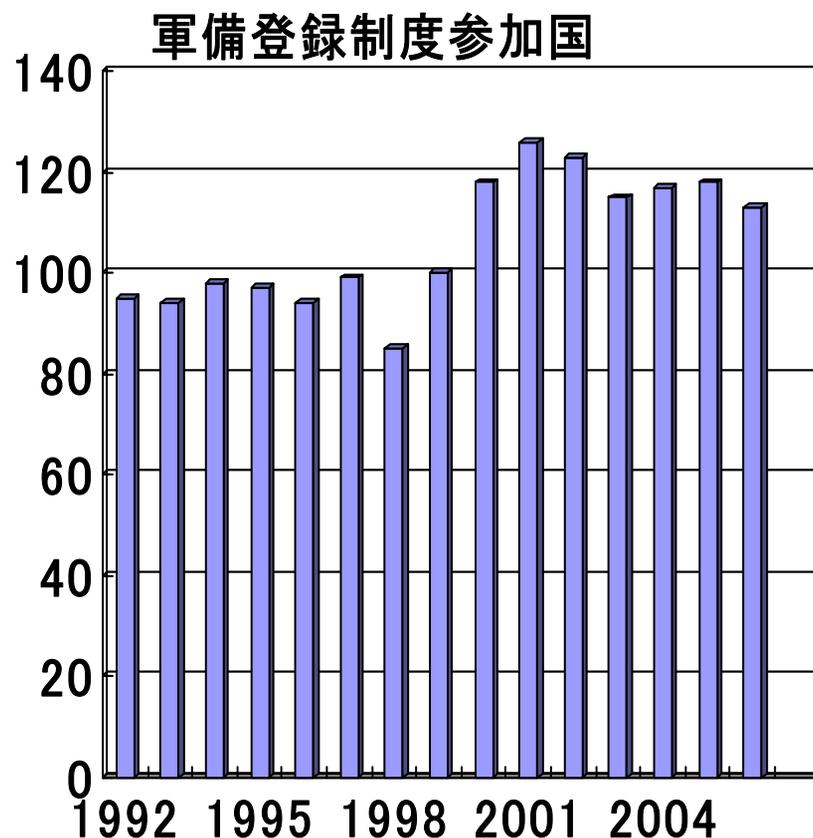
■ 国連軍備登録制度

- 1990年の湾岸戦争が契機
- 日本とEUの共同決議案「軍備の透明性」
1991年12月国連総会にて成立
- 1992年から開始(95ヶ国が参加)
- 情報の精密度より信頼醸成を重視
- 中国も登録再開を表明



国連軍備登録制度の成果

- 輸出・輸入国双方が登録することで、検証が可能に。
- 取引相手国の登録でもう一方の情報も判明。
- SIPRIのデータにはない移転も判明。
- しかし各国が完全な情報を出しているわけではない。



武器貿易条約

- Arms Trade Treaty (ATT)

- 国連総会決議61／89 (2006年12月採択)

「武器貿易条約に向けて：通常兵器の輸入、輸出及び移譲に関する国際基準の設定について」

賛成153、反対1(米)、棄権24(露、中、印パなど)

- 各国政府に見解報告を求める
- 政府専門家会合の設置を決定

ATT条約案(日本政府の見解)

- (イ)すべての国際的な武器(含む弾薬。以下同じ)の移譲がライセンスの発行によって認可されること。
- (ロ)国際人道法上の義務に反する武器の移譲を認可しないこと。
- (ハ)国連憲章・慣習法違反、人権法の重大な侵害などのために武器が使用される場合、おそれがある場合には、当該武器の移譲を認可しないこと。
- (ニ)国家は武器の移譲を許可する前に、受領国の不拡散・武器管理・軍縮における透明性等、他の要素を考慮する。
- (ホ)国際登録機関を設置し、各締約国が国際的な武器移譲に関する年次報告を提出するとともに、同機関が年次報告等を発行すること。
- (ヘ)輸出入、ブローカー行為、武器生産能力の移転、中継・積替え等を管理するメカニズムについて共通基準を設け、条約の原則の実施をモニターすること。

武器貿易条約の効果は？

- 100カ国がレポートを提出（2008年3月現在）
米は未提出
露、印などは否定的な見解
- 2008年2月政府専門家会合開催
28カ国（米、露、印なども参加）
- 規制を強化した内容となるか、またその実効性も疑問

ロシア政府の見解

- 国際社会はこれまでも規制を強化してきたが、違法な取引は後を絶たない。
- 国際的な規制を設ける前に、その原因を分析すべきである。
- 例えばロシアのカラシニコフも多数がコピーである。
- 現状、小火器の規制についても国家間の不一致が見られている。
- そうした状況で、すべての兵器の取引を、自衛権や正規の取引を損ねることなしに規制することは困難であろう。

通常兵器の移転規制はどこまで 求められているのか？ どこまで可能なのか？

- 自衛権は各国に与えられた権利であり、兵器の購入も許されている。
- 経済的な利益だけでなく、政治的な要素も複雑に絡む。
- 兵器を作れる国が増加し、一部の国が規制を強化しても、あまり意味がなくなっている状況。

参考資料

- 本報告における取引額等はすべてストックホルム国際平和研究所(SIPRI)のデータを使用した。

(グラフはそれを基に報告者が作成。)

SIPRI Homepage: <http://www.sipri.org/>

The SIPRI Arms Transfers Database:

<http://armstrade.sipri.org>

SIPRI Yearbook 各年 (Oxford University Press)